

ひかくほう

News Letter

第44号

発行所／日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

「知的バトルのすすめ」

研究所員 (法務研究科教授) 大貫裕之



もう随分と前のような気がするが、2010年9月末から2011年9月末まで、フランスのトゥールーズ大学で研究する機会を与えられた。2度目の長期外国滞在 (約18年前にやはりフランスのボルドーに一年滞在して以来) の模様を報告したい。

トゥールーズ

パリから飛行機で南に1時間10分ほどのところにあるトゥールーズは、煉瓦でできた建物が多く、バラ色の街といわれている。ちょうど改装なった東京駅のような煉瓦作りの建物が町中にあふれていると想像してもらえばよい。トゥールーズを中心とする地方は、かつては北フランスとは話す言葉も違い (オック語)、文化的にも独特の個性を持っている。

研究環境—フランス的融通無碍

私はトゥールーズ第1大学付属の警察学研究センターで研究に従事していた。トゥールーズ大学は現在第1から第3までであるが、トゥールーズ大学という大きな傘のもとに第1から第3まで大学があるのは間違いで、それぞれ独立の大学である。第1は法律学を含む社会科学系大学である。3つの大学の源流のトゥールーズ大学は、1229年創設で、フランスではパリに次ぐ歴史を誇っている。法律関係で著名な卒業生には、19世紀から20世紀にかけてフランス公法学界にボルドー大学のデュギとともに君臨したオーリウがいる。規模、実力ともにフランス有数の大学である。

警察学研究センターは私の実質的な受け入れ教授の、フランスにおける警察社会学研究の第一人者、ルーベ・デル・バイル教授が1976年に創設した研究所である。フランス語圏では知られた研究所で、警察関係の英仏の文献を多数所蔵する図書室も持っていた。ところが、組織効率の観点からのようだが、この研究所が廃止されることになった。私が研究所に通い始めてから10日後には図書室の本を中央図書館に移管する作業が行われた。書類上研究所はもうないので、この作業はきわめて象徴的な意味を持っている。事実、この引っ越しの後われわれはろうそくを立てて図書室の「お葬式」を挙げた。私の客員教授として初めての仕事は、この「引っ越し」を手伝い、図書室の「お葬式」に出ることであった。こうして、私はきわめて不幸な研究生生活をはじめたかのようにみえた。しかし、いい加減なフランスでは何があるかわからない。研究所の所長のデュエ教授は、私の救いの神となった (デュエは、フランス語で「神」と言う意味である)。彼は、研究所の図書を図書館に移管すれば、散逸したりして、利用できなくなるという、全く説得的な考えから、図書館に移管すべき本の中の重要なもの約千冊を図書館に戻さないという決断を下した。そしてその本は私の研究室の書棚



光を浴びた市庁舎



図書室の「お葬式」にて。左より大貫、デュエ教授、ルーベ教授、大学院生

に収納され、私は、精選された警察関係文献に囲まれることとなった。これは私が今回の滞在で恵まれた第一の僥倖である。

知的バトル

私は研究室の利用を許可されたが、専任教員でも個人研究室をもらえるとは限らないフランスでは珍しいことである。フランスでは教授は高貴な自由業で、生産手段たる書齋は私有するのが原則である。私がもらった研究室は、正確には、名誉教授との相部屋だったが、これが二つ目の僥倖をもたらす。この名誉教授が、講義に大学に来る日には、必ず研究室で数時間私と話をしていくことになったのである。この教授は、警察学研究センターを創設した、ルーベ・デル・パイル教授である。この方は、当初は政治思想の研究者として出発した。28才で執筆した博士論文は、1930年代のフランス政治思想を分析したもので、もはや古典となっている（現在、新書版になっている）。ルーベ教授の警察研究は、社会規範を遵守させるためのシステム（社会統制の仕組み）の中で警察を位置づけるというスケールの大きなものである。先生は、社会における暴力の統制が歴史的にみてどのように進展してきたのか、社会統制が行われる個々の社会の構造をどのように理解し、把握すればよいのか、個人はさまざまな共同体とどのように関係を取り結んできて、これからどう関係を持つべきなのかといった歴史学的、社会学的、哲学視点から警察に迫り、多くの優れた業績をあげ、フランスにおける警察社会学研究のパイオニアの一人となった。このような碩学と議論する機会が毎週あるというのは贅沢以外の何物でもない。私のフランス語会話力と学識は大いに試された。前者は、いまさら上手くなりようもなく、私は無謀にもコンテンツで勝負しようとした。しかしフリーディスカッションの難行である。読者の皆さんはきっと大貫は打ちのめされたと思われるであろう。しかし、必ずしもそうではないのである。ルーベ先生が最も得意とされている社会統制の定義について攻撃したときには激しい議論になったが、厳しい応酬のあと先生は「私の定義は考え直す余地があるね」と静かに言われた。フランスの学者は、近隣警察（市民に密着した警察といちおう置き換えられる）を語る際に、「目的としての近隣警察」と「手段としての近隣警察」を混同していると指摘したときには、大いに賛成してくれて、その着想を書いた後に述べる私の論文を、ご自身の論文に引用してくれた。あるときは、「西欧人は人生の目的を問う。これに対して、東洋人は人生をどう生きるべきかを問う」と言われているが、本当か、と尋ねられた。当惑したが、日本人について限定して述べると前置きをして、とっさに浮かんだ丸山眞男の「歴史意識の古層」論文の主旨を援用しつつ、でっぴあげの回答をした。



私の研究室



煉瓦造りの大学講義室

こうした、きわめて密な知的バトルを続けて私は、その対話の成果をほんの少し生かして、先生の勧めで友人との共著でフランス語の論文を書いた。論文「日本という鏡に映してみた近隣警察」は、日本の警察の歴史の中で、市民に密着した警察（フランスでは近隣警察あるいは地域警察というような言葉で呼ばれることが多い）の意味を明らかにしようとしたもので、欧米における日本の近隣警察賞賛の潮流（ベイリーの著書”Forces of order”が代表）に対して批判を投げかけている。これは、刑事学及び警察国際雑誌2012年1-3月号に掲載された。

一度目の海外留学の際には、フランス行政法をしっかりと学ぶことを目的として、大学や大学院の講義を多数聴講した。学生や大学院生とは議論の機会があったが、受け入れ教授との議論はほとんどなかった。やはり、まともな議論の相手とはみなされていなかったのであろう。もちろん、受け入れ教授は、われわれ家族を本当に家族ぐるみで面倒をみてくれた。この点では何の不満もない。しかし、学問的にはどうであったか。もっと果敢に議論を挑むべきであったのではないか。今回はこの前回のボルドーとは全く異なった滞在になったわけである。講義はほとんど聴講しない。講演やシンポにはよくでかける。それ以外はひたすら本を読み、ルーベ先生と議論をし、強烈な知的刺激を得た。先生も議論から着想を得たり、ご自分の考えの再考の可能性を感じられた。先生が偉大な学者であること、そして私が平均的な学者であることは間違いない。しかし、この二人の間でも真剣な知的バトルを展開することはできたのである。日本の学者の力も捨てたものではない。フランス行政法はよく学んだものの焦燥感にさいなまれ続けたボルドー滞在、ゆったりと書物と向き合い、知的リフレッシュの機会を得たが、しかし行政法は勉強しなかった今回のトゥールーズ滞在。二つの滞りの優劣はつけがたい。厳しい授業、研究環境、そして年齢のこともあり、熟年の大学教員はなかなか長期に海外研修には行きにくいようである。しかし、私の熟年在外研修の経験に鑑みれば、わたしよりもずっと優れた、熟年、いや老年の（失礼）の同僚にも、海外の知性との長期の密な知的バトルを試みることをおすすめしたい。普段の授業、頼まれ仕事に振り回されている熟年には得難いリフレッシュの機会となると思う。

中央大学法曹会創立60周年行事について

中央大学法曹会事務局長 石田 茂



中央大学法曹会は、昭和26年6月4日に発会式を行い、昭和28年12月17日に学会の職域支部第1号となっております。つまり、昨年当会は創立60周年を迎えた訳であります。当会の会則（昭和44年5月17日制定）第2条には、「本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。」と定められており、上記のとおり制定は昭和44年であります。このような目的で60年間運営されてきたものでありますから、60周年を祝うことは意味あるものと思われました。

ところが、昨年3月11日に東日本大震災があり、会員の中には当会が創立60周年の式典・祝賀会を開催することに抵抗があると表明される方もありました。しかし、議論した結果、亡くなられた方の冥福を祈ることや被災された方の復興をお手伝いすることは当然のことです。そのためには当会も元気に活動することが求められているのではないかと、いつまでも自粛しては復興・発展はありえないのではないかと考えました。

そこで、執行部としては、創立60周年行事を敢行することとし、実行委員長に大高満範先生、実行委員長代行に石渡光一先生、接待部会長に大谷隼夫先生、式典部会長に林勘市先生、祝宴部会長に横溝高至先生、財務部会長に千賀修一先生、記念誌特集号編集部会長に嘉本益巳先生、総務部会長に水津正臣先生に就任していただきました。

実行委員会は、平成23年8月1日から平成24年2月14日まで7回に亘って開催され（最終回は決算のため）、平成23年11月21日（月）に東京會館ローズルームにおいて、午後5時から記念式典、午後6時から祝賀会を開催致しました。

記念式典においては、祝辞を中央大学理事長・同学会会長久野修慈様、中央大学総長・学長福原紀彦様、最高裁判所判事須藤正彦様、祝賀会においては、南甲倶楽部統括専務理事川手正一郎様、国会白門支部副会長遠藤利明様、最高裁判所判事横田尤孝様、ご挨拶を日本弁護士政治連盟副理事長・機構改革委員会委員長山岸憲司様、日本比較法研究所所長

只木誠様にいただきました。

ご参加いただいたのは178名（会員139名、ご招待者39名）で中央大学吹奏楽部のアンサンブル演奏もあり、盛大な会となりました。なお、426名の皆様から賛助会費1031万5000円をいただき、式典、祝賀会および記念誌発行の費用を含め、諸費用を賄うことができました。

ところで、私は諸外国において弁護士会というものがあるかどうかについて、寡聞にして知らないのですが、日本においては、弁護士となる者はいずれかの単位会（私の場合東京弁護士会）に入会して、当該単位会の管理下（懲戒権に服するとか、裁判員裁判の国選弁護人になるためには刑事弁護委員会による講義を受けなければならないとか）に置かれるというもので、強制加入制度が設けられています。しかし、弁護士会において懲戒権を持つことは、他の機関に懲戒権はないこととなり、弁護士自治が確立されて弁護士の独立が脅かされないことも意味しております。つまり各弁護士は弁護士会と関わりを持たなければならないのです。そうすると弁護士会の中に政治が生まれ、派閥というのが形成されることになるのです。

そこで、派閥に属する（これは任意加入）弁護士は周年行事をすることに慣れているのです。なぜなら、政治には、派閥の結束を促し、特に会長選挙等における投票行動の統率を確保することが必要であり、そのために周年行事は非常に有用であり、派閥に属する者が一堂に会することが必要だからです。具体的に言いますと、私は東京弁護士会の親和会という派閥に属し、親和会にはさらに東京法曹会、法曹大同会、二一会という会派があり、私の所属する二一会は3年前に90周年を、今年、東京法曹会は80周年を、法曹大同会は100周年を祝います。

上述のとおり、東日本大震災の影響が少なからず残っている状況で、60周年行事を行ったのは、我々の存在意義あるいは結束を確認するのに一番簡単な方法であったからでもあります。

ご参加いただいた皆様に改めて感謝いたします。

ドイツ・ミュンスターにおける在外研究

私は、2010年の3月から2012年の3月までの約2年間、在外研究のために、ドイツ・ミュンスター市に滞在した。この在外研究期間中、同僚各位には、直接・間接にご負担・ご面倒をおかけし、また、様々なお力添え・ご支援をいただいた。おかげで、充実・快適の研究生活を送ることができた。心から感謝の意を表したい。

受入研究機関は、本学とも長い交流のあるミュンスター大学であり、受入担当の労は、インゴ・ゼンガー教授 (Prof. Ingo Saenger) にとっていたいただいた。ゼンガー教授は、大変気さくで親切な方で、物心両面で私と私の家族の面倒をみてくださった。ゼンガー教授の活躍領域は広く、民法だけでなく、商法・民事訴訟法の分野でも幅広い研究をされており、私法全般に通じておられる。お会いするときに、よく、「何々コンメンタルの締切が間近で大変だ」とおっしゃっていたことが思い出される。

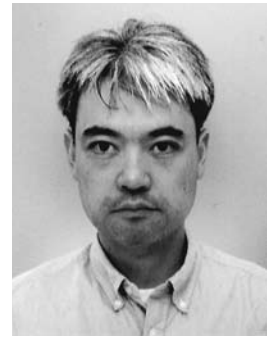
ゼンガー教授のご厚意で、同教授の講座が管理する部屋の一角に広い机とパソコンの提供を受け、ここを主な作業場として研究に取り組んだ。パソコンはリースで調達されているようで、半年に一回ほどのペースでより高性能のものと交換された。常に最新機種を用いることができるのはそれだけで快適であったが、最後に交換されたときは、モニターも24インチか27インチの大画面のものに取り換えられた。これも大いに助かった。というのは、作業の大部分を占めるのは、ドイツ語の資料を読解しつつその粗訳をとるという作業であるが、大画面モニターを用いれば、一つのモニターに、同時に、電子データのドイツ語資料を表示させ、その横にワープロソフトによる日本語粗訳作成用のファイルを開くことができるからである。細かいことのようにだが、これによって視線をパソコン画面と紙媒体を往復させる必要がなくなることは、集中力の持続に、思いのほか効果的であった。

テーマは、フランチャイズ契約の法的分析であるが、とくに、商品供給者から、チェーン全体に対してリベートや特別割引などの購入利益の供与があったときに、その購入利益は、フランチャイジーに分配されるべきかという問題に取り組んだ。実は、これは、日本でも顕在化しつつあるテーマである。私は、在外研究前からこのテーマについてドイツにおいて議論や判例の展開があることは把握しており強い関心を持っていたが、かなり細かく専門的な問題

研究所員

(法学部教授)

高田 淳



であることから、これに関する論稿や裁判例を掲載する媒体が日本では利用できないため調べを進められず、隔靴搔痒の思いでいた。在外研究の機会を得たので、このテーマに取り組んだところ、当然のことかもしれないが、文献を渉猟する際、一切の制約はなく、テーマについて思う存分調べることができた。データベースも強力で、利用に慣れるにつれ、プリントアウトは省略して、電子データをパソコンで表示させて資料を読みこむようになった。また、非常に重宝し多用したのは、無料のスキャン機能である。大学構内のいたるところにコピー機があり、コピー機を用いて紙媒体の資料をスキャンし電子データを作成することが無料でできるようになっているのである。資料を紙媒体で収集していくと、すぐに紙の量に辟易するようになるのが通常であるが、資料を電子データにすれば、紙に煩わされることもなく、かつ、上記のように、大画面モニターを用いてドイツ語資料と粗訳作成用ファイルを同時に開けばどんどん作業を進めていくことができる。

最新のパソコン機器が提供されることと、学内コピー機でどこでも無料で資料をスキャンできることは、効率的な作業を強力にサポートした。本学にも参考になるシステムなのではないか。

このように望みうる最良の環境を得たので、当初取り組んだ購入利益の分配問題の研究は、2011年の9月頃には、日本法への接合の部分を除いておおむね終了した。小さい子ども二人 (2012年7月現在、4才と2才) を伴っての海外生活なので、率直に言って、このテーマについて目星をつけるだけで在外研究期間が終了するのではないかと予想していたが、ほかのテーマに取り組む時間も確保できた。そこで、フランチャイズ契約の法的性質論を、個別の問題群に関連づけながら検討する研究にも取りかかった。そのほか、購入利益の分配問題に関連して、ドイツ競争法 (競争制限禁止法) における市場力の濫用規制の概観的検討、透明性要請を中心とする約款規制法制の全体的整理をも行うこともでき、また、フランチャイズ契約の法的性質論との関連では、付随義務論や事務处理的雇用契約の分類基準についての研

究をも行うことができた。私は、今後、これらのテーマの研究に取り組んでいくことになろう。このように将来の研究課題を獲得したのも、在外研究の成果である。

生活面でも、充実・快適であった。幸運にもゲストハウスの一室を借りることができた。電気・暖房・水道・固定電話などは、全て用意されており、管理人さんから伝えられる合計金額を振り込めばよく、自分で契約する必要はなかった。居宅は十分な広さで、何度か、現地の日本人家族の方々など、お客さんをホームパーティーにお招きすることもあった。自分で小麦粉と生酵母を使って生地からピザをつくってふるまったり、少しだけ在外研究期間が重なった工藤達朗所員も招いて、えりすぐりのビールを大勢で堪能するなど、日本ではまずできない経験をした。日常的な食べ物については、コメと魚を除けば、ミュンスターの方がおいしく、安かった。ミュンスターラントという穀倉地帯に囲まれているおかげもあるのだろう。玉ネギ、ジャガイモ、コールラビ(カブの一種)、白菜、ニンジン、パプリカ、マッシュルーム、ネギ、卵・チーズなどが、実に美味で安かった。牛乳やコーヒーも、滞在時はよく飲んだ。硬水で入れるコーヒーがおいしかった。マルクト(市場)では、バックフィッシュ(白身魚の大きな切り身のフライ)、ライブクーヘン(ジャガイモを細かくスライスしたものを円形にして揚げたもの。リンゴのソースをつけて食べる。)をよく食べた。春はシュパーゲル(アスパラガス)、秋はフェーダーヴァイサー(炭酸入りの白ワイン。通常の白ワインの発酵途中の段階のもの。秋しか飲めない。)、冬はクリスマスマーケットのグリューワイン(子どもはプンシュ)が季節の味覚。自宅から徒歩15分程度のところ



に、方向は違うが、それぞれシュロツスガルテン(城の庭園)、アー湖があった。両者とも市民の憩いの場である。シュロツスガルテンの壮麗な城(写真①)には現在は大学の本部が入っており、その裏手は無料植物園になっている。城跡らしく、緑に囲まれた濠が巡らされており、脇に散歩にちょうど良い小道がはしる(写真②)。アー湖も、緑豊かな散歩道に囲まれ、ボートに乗ったりもでき、居心地のよいカフェが散在している。冬の寒さの厳しい時期などは、湖全体が深いところまで凍りつき、湖の上に人が入り込んで(写真③)、スケー

トや散歩を楽しんだりしていた。

郷土料理を味わうならガストシュテッテに行くのがよい。ミュンスターのガストシュテッテでは、当地の地ビール・ピンクスマユラーがよく飲まれる(写真④)。ミュンスターからは、同じノルトライン・ヴェストファーレン州の大都市、デュッセルドルフやケルンに、特急で



70分から90分で行くことができる。ケルンに行ったら、ケルンの地ビール・ケルシュ(写真⑤)を、デュッセルドルフに行ったら、その地ビール・

アルト(写真⑥)を飲まなければならない。

このように、研究面でも生活面でも、充実そのものの滞在であった。研究交流として海外に行く機会を与えられたら、また迷わずドイツを訪れるであろう。なんといっても、学術とビールの国だから。



研究所人事

嘱任 研究所員 (6月22日付け)

阿部道明 (あべ みちあき)



東京大学法学部卒。(株)東芝法務部、九州大学大学院法学研究院教授を経て2012年度より法務研究科教授。専門は国際取引法・企業法務。

伊藤 康一郎 (いとう こういちろう)



中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了。大阪商業大学総合経営学部を経て2012年度より法学部教授。専門は刑事政策。

幸田 雅治 (こうだ まさはる)



東京大学法学部卒。自治省、総務省を経て2012年より理工学部特任教授。専門は地方自治・危機管理。

／20「「権利」をめぐる法理論」(長尾一紘)／21「法オントロジーの研究」(津野義堂)／22「21世紀におけるコーポレート＝ガバナンスの在り方」(丸山秀平)／23「少年法制の比較法的研究」(椎橋隆幸)／24「中国の法制改革と日本」(李廷江)／25「国際法過程の研究」(北村泰三)／26「東アジアにおけるコーポレート・ガバナンス研究」(豊岳信昭)／27「損害賠償制度の比較法的研究」(北井辰弥)／28「フランス商法の現代化」(豊岳信昭)／29「著作権法の現代的展開」(佐藤恵太)／30「環境法政策の国際比較研究」(牛嶋仁)／31「日中刑事法の共同研究」(椎橋隆幸)／32「倒産手続における担保権の処遇に関する比較法的研究」(木川裕一郎)／33「養子あっせんの比較法的小および立法論的研究」(鈴木博人)／34「労使関係再編過程の国際比較～団体交渉制度・労働者制度の調整方法を中心に」(毛塚勝利)／35「法/制度に対する数理科学的接近」(小宮靖毅)／36「アジア・ビジネス法の理論的研究」(伊藤壽英)／37「ドイツ刑法理論の研究」(堀内捷三)／38「生命倫理と法」(只木誠)／39「ボアソナード民法の研究」(清水元)／40「日韓刑事司法制度の比較研究」(柳川重規)／41「日中公法の比較研究」(中西又三)／42「リーガル・サービスのグローバル化と法律家の責任」(伊藤壽英) (4月1日付)

2012年度研究体制

▽メンバー

名誉研究所員 19名、研究所員 104名
客員研究所員 10名、嘱託研究所員 270名

▽共同研究グループ

1「米国刑事法の動向の研究」(椎橋隆幸)／2「犯罪学・被害者学の比較研究」(只木誠)／3「憲法裁判の基礎理論」(畑尻剛)／4「法とコンピュータ」(津野義堂)／5「日独会社法の当面する問題の比較法的研究」(丸山秀平)／6「英米の近時の刑事立法の研究」(椎橋隆幸)／7「ドイツ刑事判例研究」(曲田統)／8「紛争解決の手続法的課題」(二羽和彦)／9「女性の権利」(植野妙実子)／10「標識保護法の国際調和に関する研究」(佐藤恵太)／11「スポーツ法学」(佐藤恵太)／12「現代議会制の比較法的研究」(植野妙実子)／13「現代アメリカ商取引法の研究」(平泉貴士)／14「家族の現代的変容と家族法」(野澤紀雅)／15「金融取引に関する比較法的研究」(伊藤壽英)／16「電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究」(福原紀彦)／17「独禁法(競争法)の国際比較」(金井貴嗣)／18「アメリカ統一商事法典(UCC)研究」(伊藤壽英)／19「労使関係の現代的展開と労働法」(山田省三)

最近の講演会・スタッフセミナー

(実施報告書より)

▽3月24日(土) Dr. Martin Behrens (マルティン・ベーレンス主席研究員) / ドイツ・ハンスベック財団・経済社会研究所 「事業所レベルの共同決定の費用と便益～従業員代表制度は危機の時代のモデルたりうるか?」

ドイツの経営協議会の「情報提供権」「協議権」「異議申立権」などに関する基本的な説明に続き、経営協議会による共同決定の経済的効果を生産性、賃金及び収入、収益性、雇用、労働時間等の観点から分析した調査結果が紹介された。経営協議会の情報提供、協議、共同決定はポジティブに事業所の生産性に影響を及ぼし、生産イノベーションや労働時間貯蓄口座制の利用にも影響していること、また、経営協議会は人事変動の減少にも関係があること、さらに、(これまでの研究であまり明らかにされていないが)、賃金や収入額の領域や、事業所の収益の領域でも経営協議会の影響が実証されていることが紹介された。さらに、経済危機の下では、経営協議会と経営者が雇用保障というテーマで運命を共にしており(例えば、労働時間貯蓄口座に預けた労働時間を切り下げることによって、ポストの喪失を妨げようとしていることなど)、事業所内のパートナーの

協力が強化されていると報告された。この点は、日本にとって非常に興味深いものであった。

▽3月26日(月) 余 振華教授(ヨ シンファ教授) / 台湾・中央警察大学校 「台湾刑法における立法・解釈の新しい動向」「台湾刑法における犯罪論の修正および解釈」

中国刑法を母法とし、ドイツ法によって立つわが国の刑法とは成立の過程を異にする台湾刑法においては、近代、社会情勢の変化に伴い、ドイツ法の影響のもと新たな動向が認められるところである。本講演では、このような状況を受けた立法・解釈における新しい流れ、また犯罪論における修正の動きについて紹介し考察しつつ、講演者である余教授の見解が提示された。参加者からも多く発言が得られ、活発な議論が展開された。台湾改正刑法についてはわが国では未だ紹介が少なく、その意味においても、講演は興味深いものであった。

▽コロキウム「承諾能力と承諾の有効性」—承諾無能力者および限定的承諾能力者の承諾の有効性—

主催：中央大学日本比較法研究所
 (「生命倫理と法」共同研究グループ)
 4月7日(土) 中央大学市ヶ谷田町キャンパス
 開会の辞 只木誠(中央大学)教授

第1部 講演

Brigitte Tag (ブリギッテ・ターク) 教授 / スイス・チューリヒ大学「判断能力に欠ける者に配慮した医事法におけるインフォームド・コンセント—スイスの現状」

Gunnar Duttge (グンナー・デュトゲ) 教授 / ドイツ・ゲッティンゲン大学「小児薬に関するEU規則—趣旨、目的及び効果」

島田美小妃(しまだ・みさき)氏 / 中央大学通信教育部インストラクター「子どものVetorecht (拒否権)に関する近時の議論について」

箭野章五郎(やの・しょうごろう)氏 / 中央大学通信教育部インストラクター「承諾の有効性についての日本の現状」

第2部 パネル・ディスカッション

甲斐克則(かい・かつのり)教授 / 早稲田大学
 北村俊則(きたむら・としのり)所長 / 北村メンタルヘルス研究所
 閉会の辞 只木誠(「生命倫理と法」共同研究グループ代表)

当日は、同じくゲスト講演者の一人であるターク教授の事前講演会のもの、午後1時よりコロキウムが開始された。第1部 講演は、近時、医療の現場において議論の対象となっている「承諾能力」とその「有効性」について、ヨーロッパにおける状況を示した大変濃い内容のものであった。特にデュトゲ教授の講演は、子どもへの医薬品という点で興味深く、わが国の議論にも新しい視点を提供したものであることができるであろう。

第2部 パネルディスカッションでは、テーマにつ

いて、甲斐教授(医事法研究者の立場)と北村所長(精神科医の立場)から、それぞれコメントをいただいた後、参加者全員による活発な討議が行われた。

▽5月14日(月) Prof. Martin Schauer (マルティン・シャウアー教授) / オーストリア・ウィーン大学 「オーストリア民法典200年—古い立法との共生」

オーストリア民法(ABGB)は、1811年6月1日に公布され、1812年1月1日に施行されたので、200周年を迎えたことになる。本講演は、その記念すべき年に我が国において開催されたものであり、極めて重要である。講演は、まず同民法の歴史を振り返り、ローマ法やカントの自然法理論の影響、全体の構成や法形式などの特徴を分析し、現代に至るまでの発展を概観する。そのうえで、今日の法適用における長所として、その柔軟性を指摘しつつ、短所として、とりわけ現代的な問題への対応が不十分であり、そのため裁判所が条文に規定のない問題について、独自に判例法を発展させている現状を分析する。最後に、まとめとして、現在進行中の改正計画が同民法を根本的に作り直すのではなく、漸進的に改訂するものであり、それによって、同民法を今後も使い続けることの意義を強調する。講演終了後、法科大学院学生から多数の質問があり、活発な議論がなされた。

▽6月4日(月) Prof. Sylvie Cimamonti (シルヴィ・シマモンティ教授) / 仏・ポールセザンヌ大学 「フランスにおける刑事裁判への市民参加」

2011年8月10日付で(LOI n° 2011-939 du 10 août 2011)、参審制の拡大と、重罪判決への理由付記の義務づけを定める法律(以下単に法という)が制定された。

このうち、参審制の拡大は、①裁判と国民の距離を縮めること、②犯罪は厳しく処罰されるべきであるとの国民感情を裁判に反映させることを求めたものであり、法の立法趣旨は、「もって、国民の名のもとに行われる裁判を実現すること」にあるとされ、現在試行されているところである。参審員制度を通じて国民の司法への信頼を確保するとするこの法律の立法趣旨は、日本の裁判員法の第1条に定められた目的ときわめて近いように思われるが、フランスの制度改革の具体的な内容は、民主的な裁判の実現という趣旨を実現する手段として適切なものかどうか疑問があるうえ、膨大な予算や訴訟の遅延といった理由から、本格施行に至るかは予断を許さない。

これに対して、同時に定められた、重罪裁判所の判決に理由を付すことを義務付ける改正は、おそら

く順調に推移するものと思われる。

▽6月23日(土) 何 勤華教授(カ・キンカ教授)
/ 華東政法 大学「中国法治建設の実績と今後の展望」

1978年の「思想解放、改革開放」以来、めざまし

い発展を遂げた立法、行政、司法、法学教育、法学研究の各分野における「法治建設」の成果について、詳細な報告があり、続いて、現時点における問題点について、法学院の学長を務める何教授ならではの、現状認識・分析に基づく具体的な指摘があった。

新刊行図書ご紹介



翻訳叢書 62 ヘルムート・ハインリッヒスほか著 森勇監訳 『ユダヤ出自のドイツ法律家』

時代が暗転する1933年まで、ドイツユダヤ人法律家が果たしたドイツ法学への貢献は計り知れない。これらの人々なしには、ドイツ法学はその高い水準を達成できなかった。そしてそこに登場する幾多の人々の名前をみれば、わが国の法学も、如何に彼らの貢献の上に成り立っているかを確認することができよう。本書は、ドイツにおいてユダヤ人に法律職が解放される前夜からワイマール共和国の終焉までに燦めいたユダヤ人ドイツ法律家の群像、そして1933年以降彼らに襲いかかったおぞましい仕打ちをつまびらかにする3編の論文を縦糸に、43人のユダヤ人法律家の伝記を横糸として、ドイツユダヤ人法律家が作り上げた世界を描き出すものである。そして本書刊行の意図は、ありうるナチズムへの回帰に

対し警鐘を鳴らすことにある。

本書に登場する43人の法律家の多くは、我が国における法学の発展を多少なりとも追ったことのある者にとっては、「あまりにも著名」、その一言に尽きる人々である。そしてそこに登場する眩いばかりのドイツ法律家の群像にふれた大方の人々が、その出自を知って驚くはずである。また、時代の流れにそって、その時代を駆け抜けた多くのユダヤの系譜を引くドイツ法律家の活躍を叙述する3編の論考により、個別の法律家を歴史の中に位置づけることができる。

本書の翻訳を思い立った経緯に少し触れておきたい。その創設の意図とは別に、今や、少なくとも受験生・在学生の多くから「予備校」としてしか位置づけられていない今の法科大学院(ロー・スクール)体制のもと、どうすれば学問をその生業とする後進を育てられるか、学問することへの関心をどのようにして引き出せるか、このことが気がかりでならない。ドイツ法学の碩学は、わが国の法学、そしてそれをつうじて知らぬ間にわが国の法実務の1つのルーツであるともいえる。これを知ってもらうことで、まずは制度や学説の系譜に対する関心を呼び起こせないか、これが本書の翻訳を思い立った動機であった。加えて、個々の論文がコンパクトで、興味の向くまま小一時間で読み上げられるものばかりであり、気楽にドイツ法学の香りを楽しんでもらえるということもまた、本書の魅力と思われた。

もっとも、合計46編の論文が収録されていることから、翻訳本としてもかなり大部のものとなり、価格もいささか高めの設定となってしまった。それはやむを得ないこととして、学術出版をとりまく厳しい状況の中、この種の翻訳を出版できたことについては、共訳者の諸氏とともに心から感謝したい。同様の研究機関を持つ他大学のある教員から、かかる書籍の出版は、中央大学、そして日本比較法研究所の真摯な姿勢を示すものであり、羨ましいといわれたことは、特にここで記しておく価値がある。

(監訳者 森勇 記)

[中央大学出版部2012年3月30日刊行、定価：本体13,000円]

編集後記

当研究所の主要な事業の1つとして学術出版がある。研究・翻訳・資料の3種類の叢書が、毎年数冊刊行されている。これらは所員の研究成果を発表する媒体として、『比較法雑誌』と並ぶ重要性をもっ

ている。従来は、簡単な刊行図書案内にとどめていたが、本号から、新たな試みとして、直近に刊行された叢書について紹介文の執筆を著者等をお願いすることとした。研究の意図や背景事情を知ることにより、当研究所の研究成果に、より一層の関心をもつていただく機縁となれば幸いである。(野澤 記)